

◎「全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」新旧対照表  
 (令和3年4月20日厚生労働省発保0420第8号厚生労働事務次官通知別紙)

傍線部分は改正箇所

新			旧		
別紙 全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱 1～12 (略)			別紙 全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱 1～12 (略)		
1. 区分	2. 基準額		1. 区分	2. 基準額	
特定健康 診査	次により算定した額の合計額		特定健康 診査	次により算定した額の合計額	
	実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額			実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額	
	実施方法	基準単価 (注)		実施方法	基準単価 (注)
	基本的な健診項目のみ実施	<u>円</u> <u>1,668</u>		基本的な健診項目のみ実施	円 <u>1,660</u>
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	<u>1,755</u>		基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	<u>1,840</u>
(以下略)			(以下略)		

別紙様式第 1

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

全国健康保険協会理事長 印

年度全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金の  
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 年度全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額内訳（別紙）
- 3 添付書類
  - (1) 年度収入支出予算書（又は見込書）抄本
  - (2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額 金 円 (A)

前回までの  
交付決定額 金 円 (B)

差引今回変  
更増△減額 金 円 (A) - (B)

別紙様式第 1

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

全国健康保険協会理事長 印

年度全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金の  
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 年度全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金所要額内訳（別紙）
- 3 添付書類
  - (1) 年度収入支出予算書（又は見込書）抄本
  - (2) その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申請額 金 円 (A)

前回までの  
交付決定額 金 円 (B)

差引今回変  
更増△減額 金 円 (A) - (B)

(1) 特定健康診査経費別内訳

(全国健康保険協会)

分類	基準額		対象経費支出予定額		金額 円	
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円	(A)欄の内訳		(B)欄の内訳
特定健康診査	対象者数 (人) ※			差額金 資金	1式 X	=
				旅費	1式 X	=
				消耗品費	1式 X	=
				印刷費	1式 X	=
				通信運搬費	1式 X	=
				光熱水料	1式 X	=
				燃料及び備料	1式 X	=
				保険料	1式 X	=
				雑費	1式 X	=
				委託料	1式 X	=
共同事務費 (負担金)	1式 X	=				
合計						
対象者数 (人) ※	基本項目のみ	人	1,600	実施人員	基本項目のみ	人
	非該当	人	1,800	単独実施	基本項目+詳細項目	人
合計						

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定健診の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

(1) 特定健康診査経費別内訳

(全国健康保険協会)

分類	基準額		対象経費支出予定額		金額 円	
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円	(A)欄の内訳		(B)欄の内訳
特定健康診査	対象者数 (人) ※			差額金 資金	1式 X	=
				旅費	1式 X	=
				消耗品費	1式 X	=
				印刷費	1式 X	=
				通信運搬費	1式 X	=
				光熱水料	1式 X	=
				燃料及び備料	1式 X	=
				保険料	1式 X	=
				雑費	1式 X	=
				委託料	1式 X	=
共同事務費 (負担金)	1式 X	=				
合計						
対象者数 (人) ※	基本項目のみ	人	1,600	実施人員	基本項目のみ	人
	非該当	人	1,800	単独実施	基本項目+詳細項目	人
合計						

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかでない場合は除外すること。)

2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定健診の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

別紙様式第1 別紙 (略)

(1) 特定健康診査経費別内訳



(1) 特定健康診査経費別内訳

(全国健康保険協会)

分類	基準額		対象経費の支出額		金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円	(A)欄の内訳	
特定健康診査	対象者数 (A)	1,600	1,800	諸謝金、賃金	1式 X =
				旅費	1式 X =
				消耗品費	1式 X =
				印刷製本費	1式 X =
				通信運搬費	1式 X =
				光熱水料	1式 X =
				雑費及び雑料	1式 X =
				保険料	1式 X =
				雑費	1式 X =
				委託料	1式 X =
共同事務費(負担金)	1式 X =				
単価実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目	人 人	1,600 1,800	実施人員 単価実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目	人 人	人 人
合計					
※当特定年度の4月1日現在における対象者数					
※実施人員数ではない					

別紙様式第2 別紙(略)

(1) 特定健康診査経費別内訳

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らか場合は除外すること。)

2 対象経費の支出額(欄)の実施人員は、特定健康診査の形態別に人員数を記載すること。

3 対象経費の支出額(欄)の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

(1) 特定健康診査経費別内訳

(全国健康保険協会)

分類	基準額		対象経費の支出額		金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円	(A)欄の内訳	
特定健康診査	対象者数 (A)	1,600	1,800	諸謝金、賃金	1式 X =
				旅費	1式 X =
				消耗品費	1式 X =
				印刷製本費	1式 X =
				通信運搬費	1式 X =
				光熱水料	1式 X =
				雑費及び雑料	1式 X =
				保険料	1式 X =
				雑費	1式 X =
				委託料	1式 X =
共同事務費(負担金)	1式 X =				
単価実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目	人 人	1,600 1,800	実施人員 単価実施 基本項目のみ 基本項目+詳細項目	人 人	人 人
合計					
※当該年度の4月1日現在における対象者数					
※実施人員数ではない					

別紙様式第2 別紙(略)

(1) 特定健康診査経費別内訳

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らか場合は除外すること。)

2 対象経費の支出額(欄)の実施人員は、特定健康診査の形態別に人員数を記載すること。

3 対象経費の支出額(欄)の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

(2) 特定保健指導経費別内訳(略)

別紙様式第3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補 助 事 業 者 名 \_\_\_\_\_

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発 第 号により交付決定を受けた  
年度全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)  
金 円

3 添付書類  
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料、2の金額の精算の内訳等)を添付する。

別紙様式第3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補 助 事 業 者 名 \_\_\_\_\_ 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発 第 号により交付決定を受けた  
年度全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)  
金 円

3 添付書類  
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料、2の金額の精算の内訳等)を添付する。